

町田市

木造住宅 耐震化促進制度に ついてのご案内



木造住宅の耐震化を応援します！

昭和56年の建築基準法改正以前に着工された木造住宅は、阪神淡路大震災を始めとする大規模な地震においてたくさんの被害を受けました。町田市では、地震による住宅の倒壊から人命を守るために、木造住宅の耐震化促進制度を設けています。昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅にお住まいの方は、制度のご利用をご検討ください。

問い合わせ、申し込みは

都市づくり部住宅課へ

町田市中町1-4-2 (中町第三庁舎1階)

TEL 042-709-0579 FAX 042-709-0586

全体の流れと内容について

簡易耐震診断

市が派遣する「木造住宅簡易耐震診断調査士」が、目視による簡易な診断を行います。これはあくまでも耐震性能の目安なので、耐震改修工事を行うためには、精密耐震診断と耐震設計が必要になります。



無料

精密耐震診断

市に登録している「木造住宅耐震診断士」が、(財)日本建築防災協会が定める精密診断法により、耐震性能の判定を行います。破壊調査は行いません。



私がサポートします

助成額
経費の1/2
かつ
10万円上限

耐震(簡易耐震)設計

精密耐震診断の結果、評点が1.0未満と診断された住宅を評点が1.0以上にする補強計画(簡易耐震設計においては評点が0.7以上、または1階のみ評点が1.0以上、その他市長が適当と認める補強計画)の設計です。市が指定した機関が、設計内容の審査を行います。



私がサポートします

助成額
経費の1/2
かつ
10万円上限

耐震(簡易耐震)改修工事

耐震設計(簡易耐震設計)に基づき行う補強工事です。市が指定した機関が、工事内容の検査を行います。



私がサポートします

助成額 経費の1/2 かつ	
一般世帯 耐震 50万円上限 簡易 30万円上限	高齢者世帯※2 耐震 70万円上限 簡易 50万円上限

耐震シェルター等設置

ベッドを安全空間にするシェルター、あるいは部屋の一部を安全にするシェルターを設置することです。東京都が指定した装置から選定してください。



私がサポートします

助成額 一般世帯 経費の1/2 かつ 20万円上限	助成額 高齢者世帯※2 経費の9/10 かつ 50万円上限

※1 「木造住宅耐震アドバイザー」は、市が無料で派遣します。

※2 高齢者世帯とは、20歳以上、65歳未満の方(身体の障がい等級2級または1級の方は除く)がいない世帯、かつ年間所得額が200万円以下の世帯のことです。

評点とは?

評点1.5以上	評点1.0以上1.5未満	評点0.7以上1.0未満	評点0.7未満
倒壊しない	一応倒壊しない	倒壊する可能性がある	倒壊する可能性が高い

精密耐震診断助成手続きの流れ

「精密耐震診断事業事前相談申込書」の提出

- 住宅課へ提出してください。申請者は、市の簡易耐震診断を受けた方です。
- 精密耐震診断の助成対象となるか調査し、対象者には「木造住宅耐震アドバイザー」を派遣します。
- 「木造住宅耐震診断士」を選定し、精密耐震診断の経費の見積りをお取りください。

添付書類

- ・ 「簡易耐震診断報告書」の写し

「木造住宅耐震アドバイザー」

原則として、簡易耐震診断を行った「木造住宅簡易耐震診断調査士」が「木造住宅耐震アドバイザー」として、サポートします。市が無料で派遣します。



「助成金交付申請書」の提出

- 住宅課へ提出してください。
- 「助成金交付申請書」を審査し助成金の交付が決定後、市から「助成金交付決定通知書」を送付します。

添付書類

- ・ 精密耐震診断の経費の見積書の写し

「木造住宅耐震診断士」

市に登録している建築士であり、精密耐震診断を行います。登録名簿は住宅課窓口及び町田市ホームページで閲覧ができますので、登録者の中からお選びください。「木造住宅耐震アドバイザー」が選定のサポートをします。



精密耐震診断の実施

- 「助成金交付決定通知書」を受け取り後、「木造住宅耐震診断士」と契約し、精密耐震診断を進めてください。
- 精密耐震診断終了後、「木造住宅耐震診断士」から精密耐震診断の結果報告書の説明を受けてください。
- 「木造住宅耐震診断士」に精密耐震診断の経費をお支払いの上、領収書をお受け取りください。

「実績報告書」、「助成金交付請求書」の提出

- 住宅課へ提出してください。
- 「実績報告書」を審査し助成金の交付が確定後、市から「助成金交付額確定通知書」を送付します。
- ご指定の口座へ助成金を振り込みます。

添付書類

- ・ 精密耐震診断の結果報告書
- ・ 精密耐震診断の契約書の写し
- ・ 精密耐震診断の経費の領収書の写し
- ・ 「債権者登録依頼書（振込み口座の登録）」

『評点が1.0未満』の精密診断結果が出た場合は、耐震設計、耐震改修工事をご検討ください。市では、それぞれの経費の一部を助成する制度を設けています。

原則として、精密耐震診断の助成をサポートした「木造住宅耐震アドバイザー」が引き続き、耐震設計、耐震改修工事を専門的見地からサポートします。

耐震（簡易耐震）設計助成手続きの流れ

「耐震改修事業事前相談申込書」の提出

添付書類

- ・精密耐震診断結果報告書の写し

- 住宅課へ提出してください。申請者は、市の耐震診断の助成を受けた方です。
- 耐震（簡易耐震）設計の助成対象となるか調査し、対象者には「木造住宅耐震アドバイザー」を派遣します。
- 設計士を選定し、耐震設計の経費の見積りをお取りください。



設計士

市の指定は、ありません。ご自分でお選びください。「木造住宅耐震アドバイザー」が選定をサポートします。

「助成金交付申請書」の提出

添付書類

- ・耐震設計の経費の見積書の写し

- 住宅課へ提出してください。
- 「助成金交付申請書」を審査し助成金の交付が決定後、市から「助成金交付決定通知書」を送付します。

耐震（簡易耐震）設計の実施

- 「助成金交付決定通知書」を受け取り後、耐震設計を進めてください。

「設計審査申請書」の提出

添付書類

- ・耐震設計の設計図書一式
- ・補強計算書

- 住宅課へ提出してください。
- 市が指定した機関の建築士（耐震検査士）が、耐震設計の審査を行います。
- 耐震設計の内容について指導があった場合は、訂正図面、補強計算書等を提出してください。
- 設計審査終了後、「設計審査結果報告書」を送付します。内容をご確認ください。
- 設計士に耐震設計の経費をお支払いの上、領収書をお受け取りください。

「実績報告書」、「助成金交付請求書」の提出

添付書類

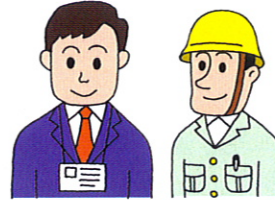
- ・耐震設計の経費の領収書の写し

- 住宅課へ提出してください。
- 「実績報告書」を審査し助成金の交付が確定後、市から「助成金交付額確定通知書」を送付します。
- ご指定の口座へ助成金を振り込みます。

耐震（簡易耐震）改修工事助成手続きの流れ

「耐震改修事業事前相談申込書」の提出

- 住宅課へ提出してください。申請者は、市の耐震診断の助成を受けた方です。また、耐震改修工事を行うには、精密耐震診断に基づく耐震設計が必要です。
- 耐震（簡易耐震）改修工事の助成対象となるか調査し、対象者には「木造住宅耐震アドバイザー」を派遣します。
- 施工業者を選定し、耐震改修工事の経費の見積りをお取りください。



添付書類

- ・ 「設計審査結果報告書」の写し
- ・ 設計審査を受けた耐震設計の設計図書一式と補強計算書

施工業者

市の指定は、ありません。ご自分でお選びください。「木造住宅耐震アドバイザー」が選定をサポートします。

「助成金交付申請書」の提出

- 住宅課へ提出してください。
- 「助成金交付申請書」を審査し助成金の交付が決定後、市から「助成金交付決定通知書」を送付します。

添付書類

- ・ 耐震改修工事の経費の見積書の写し
- ・ 借地の場合は、土地所有者の承諾書

耐震（簡易耐震）改修工事の実施

- 「助成金交付決定通知書」を受け取り後、耐震改修工事を進めてください。

「工事検査申請書」の提出

- 住宅課へ提出してください。
- 市が指定した機関の建築士（耐震検査士）が、耐震改修工事の中間検査、完了検査を行います。
- 耐震改修工事の内容について指導があった場合は手直しのうえ、訂正図面、写真、補強計算書等を提出してください。
- 工事検査終了後、「工事検査結果報告書」を送付します。内容をご確認ください。
- 施工業者に耐震改修工事の経費をお支払いの上、領収書をお受け取りください。

添付書類

- ・ 工事工程表

「実績報告書」、「助成金交付請求書」の提出

- 住宅課へ提出してください。
- 「実績報告書」を審査し助成金の交付が確定後、市から「助成金交付額確定通知書」を送付します。
- ご指定の口座へ助成金を振り込みます。

添付書類

- ・ 耐震改修工事の経費の領収書の写し

助成対象住宅と助成対象者について

精密耐震診断の助成対象

- ・市の簡易耐震診断を受けた住宅であること
- ・精密耐震診断の必要があり、精密耐震診断の対象として適当であると判断された住宅であること
- ・昭和56年6月1日以後に増築をしている場合、増築面積が既存延べ面積の1/2未満であること
- ・対象者は、納期の経過した市税を完納していること

簡易耐震診断
(無料)

精密耐震診断
(助成あり)

耐震(簡易耐震)
設計(助成あり)

耐震(簡易耐震)
改修工事(助成あり)

耐震シェルター等設置
(助成あり)

簡易耐震診断の助成対象

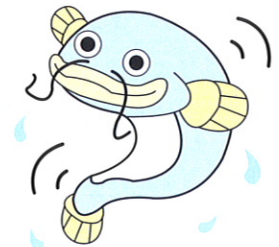
- ・市内にあり、昭和56年5月31日以前に着工した住宅であること
- ・一戸建ての木造住宅(在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法によるもの)であること
- ・店舗等との併用住宅の場合は、居住のための専用部分が1/2以上であること
- ・自らが所有(共有含む)し、居住している住宅であること
- ・過去に市の耐震化促進の助成を受けていないこと

耐震(簡易耐震)設計、 耐震()改修工事 の助成対象

- ・市の耐震診断の助成を受けた住宅であること
- ・耐震診断の結果、評点が1.0未満と診断された住宅であること
- ・耐震(簡易耐震)設計の内容が、建築基準法に違反していないこと
- ・耐震(簡易耐震)改修工事は、耐震(簡易耐震)設計による設計に基づく補強工事であること
- ・市の耐震シェルター等設置の助成を受けていないこと

耐震シェルター等設置の 助成対象

- ・市内にあり、昭和56年5月31日以前に着工した住宅であること
- ・一戸建ての木造住宅(在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法によるもの)であること
- ・店舗等との併用住宅の場合は、居住のための専用部分が1/2以上であること
- ・自ら居住している住宅であること(自らが所有者でない場合は、所有者に設置の同意を得ること)
- ・対象者は、納期の経過した市税を完納しており、市の耐震改修工事の助成を受けていないこと



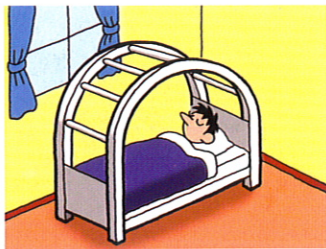
※注意事項

- ・各助成制度の助成金交付は、対象となる住宅1棟につき1回限りです。
- ・市の予算の範囲を超える時点で、受付を制限します。
- ・各助成制度を受ける場合には、「木造住宅耐震アドバイザー」のサポートを受けていただきます。
- ・各助成事業(精密耐震診断、耐震設計、耐震改修工事、耐震シェルター等設置)を始める前に、必ず事前相談を受けてください。既に着手しているものは、助成対象になりません。
- ・明らかな違反建築である場合や、建物の構造・形態によっては簡易耐震診断ができないことがあります。また、精密耐震診断の助成対象にならないことがあります。
- ・平成25年12月31までに住宅耐震改修を行った場合、その年分の所得税額の特別控除及び、固定資産税の減額を受けられる場合があります。住民税からの控除はありません。詳しくは、住宅課にお問合せ下さい。

耐震シェルター等設置手続きの流れ

「耐震シェルター等設置事業事前相談申込書」の提出

- 住宅課へ提出してください。申請者は、住宅の居住者です。
- 耐震シェルター等設置の助成対象となるか調査し、対象者には「木造住宅耐震アドバイザー」を派遣します。
- 装置及び施工業者を選定し、耐震シェルター等設置の経費の見積りをお取りください。



防災ベッドの一例



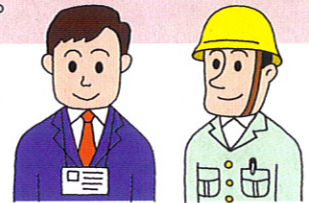
耐震シェルターの一例

添付書類

- ・ 住宅の建築時期、構造、各階床面積、敷地面積等が確認できる書類の写し
(建築確認通知書、検査済証、登記簿、建築確認記載事項証明書のいずれか1点)
- ・ 住宅の図面の写し

装置及び施工業者

装置は、東京都が指定した装置からお選びください。施工業者は、市の指定はありません。ご自分でお選びください。「木造住宅耐震アドバイザー」が選定をサポートします。



「助成金交付申請書」の提出

- 住宅課へ提出してください。
- 「助成金交付申請書」を審査し助成金の交付が決定後、市から「助成金交付決定通知書」を送付します。

添付書類

- ・ 耐震シェルター等設置の経費の見積書の写し
- ・ 耐震シェルター等設置の内容が確認できる図面、資料等
- ・ 借家の場合は建物所有者、借地の場合は土地所有者の承諾書

耐震シェルター等設置の実施

- 「助成金交付決定通知書」を受け取り後、耐震シェルター等設置を進めてください。
- 耐震シェルター等設置終了後、装置のメーカー及び施工業者に耐震シェルター等設置の経費をお支払いの上、領収書をお受け取りください。

「実績報告書」、「助成金交付請求書」の提出

- 住宅課へ提出してください。
- 「実績報告書」を審査し助成金の交付が確定後、市から「助成金交付額確定通知書」を送付します。
- ご指定の口座へ助成金を振り込みます。

添付書類

- ・ 耐震シェルター等設置の経費の領収書の写し
- ・ 耐震シェルター等設置の写真
(設置前、設置中、設置完了時)
- ・ 「債権登録依頼書(振込み口座の登録)」